

特集 国際人権規約第4回政府報告カウンターレポート

部落差別の現状から見た問題点

友 永 健 三

一 はじめに

自由権規約に関する第四回日本政府報告書（以下「第四回政府報告書」と略）のなかで、部落問題については、条約第二六条との関係でふれられている。その分量は、過去三回の政府報告書と比較して増えており、自由権規約委員会のこの問題に関する関心の高さに応えようとする日本政府の姿勢の現れとして歓迎したい。

けれども、その内容をみたととき、いくつかの問題点が含まれており、以下、それを具体的に指摘する。

二 今日の部落差別の実態が

正確に紹介されていない

第四回政府報告書では、今日の部落差別の実態につい

て、以下のように述べている。

「政府は、同和問題は憲法に保障された基本的人権に関わる重要な問題であるとの認識の下に、三度にわたる特別措置法に基づき、これまで関係諸施策の推進に努めてきた。

この結果、一九九三年度に実施した同和地区実態把握等調査の結果からみても、物的な生活環境の改善をはじめ様々な面で存在していた較差は大きく改善された。一方、同和問題に関する国民の差別意識は、様々な創意工夫の下に教育啓発が推進されてきた結果、着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在している」

この指摘には、少なくとも三点にわたって、重大な問題点が欠落している。

第一点は、最も進んできたと思われる被差別部落の住

税世帯が多く、住民税所得割課税世帯で少ないという実態が歴然としている。

表2の最終学歴別世帯員数（一五歳以上の対象者の最終学歴を調査したもの）をみたとき、一九八五年の調査と比べた場合、部落の学歴構造の高まりはみられるものの、一九九〇年の国勢調査によって明らかにされた日本全体と比較したとき、不就学者、初等教育修了者で部落の方が著しく多く、中等教育修了者、高等教育修了者で部落の方が著しく少ないことがわかる。

とくに、高等教育修了者の比率をみたとき、部落は七・六パーセント、全国二一・二パーセントで、実に三倍もの開きがある。

ただ、この最終学歴別世帯員数の調査では、一五歳以上の対象者が全て含まれており、従って、部落の高齢者も、当然対象となっているため、極端な開きがでていないのではないかと疑問もでてこよう。

そこで、文部省の発表した大学・短大への進学率の比較表を表3でみてみよう。これをみると、部落の大学進学率は、一九八五年の一九・一パーセントから九六年の二六・五パーセントと高まってきていることがわかる。けれども、全国平均も八五年の三〇・五パーセントから九五年の三九・〇パーセントへと高まっており、較差は

今日この部落差別の実態が正確に紹介されていないこと
の第三点としては、差別事件が多発しているにもかかわらず、それを規制する法律が存在していないことと有効な救済機関が存在していないことである。

三 有効な人権侵害救済機関が存在していない

若干開いてきている現実が明らかになっている。

表3 大学進学率の推移
(大学・短大) (文部省調べ)

年度	全国平均	対象地域	較差
85	30.5	19.1	11.4
86	30.3	19.1	11.2
87	31.0	19.3	11.7
88	30.9	19.3	11.6
89	30.6	19.8	10.8
90	30.5	19.7	10.8
91	31.6	19.9	11.7
92	32.7	20.8	11.9
93	34.5	22.6	11.9
94	36.1	24.3	11.8
95	37.6	24.7	12.9
96	39.0	26.5	12.5

注1) 全国平均……学校基本調査
対象地域……対象地域の進学率等調査
(学生課)

注2) 大学等進学率については、1985年度から、現役進学率でとらえている。(対象地域における調査方法が現役進学率調査に改められた)

環境面の改善として完了したわけではなく、事業が実施されてきたところにおいても平均で二〇パーセント程度事業が残されているというところである。

さらに大きな問題は、全国でおよそ一、〇〇〇カ所は存在していると思われる「未指定地区」の問題がある。この「未指定地区」の多くは、劣悪な住環境の下に放置されているが、運動団体等からの再三再四に及ぶ実態調査の実施要請にも関わらず、政府による調査は行われていない。

第二の問題点は、被差別部落民のおかれている生活、労働、産業、教育面の実態が、以前と比べてみたととき改善されてきたとはいえ、今日なお深刻な差別の実態におかれている点の指摘が全く欠落していることである。

これらの点は、政府の手によって実施された調査、たとえば、第四回政府報告書でふれられている一九九三年度同和地区実態把握等調査等によっても明らかにできる点である。

たとえば、表1の経済状況別世帯数をみたとき、一九八五年同和地区実態把握等調査と比較したとき、部落の生活実態は若干改善されてきている。けれども、一九九二年国民生活基礎調査に示された日本全体と比較したとき、生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税均等割課

表1 経済状況別世帯数

	生活保護	住民税非課税	住民税均等割課税	住民税所得割課税	不明
生活実態調査	7.0%	18.8%	13.7%	58.2%	2.3%
(参考) 1985年調査	9.1%	12.7%	18.8%	58.1%	1.3%
(参考) 国民生活基礎調査	15.9%	4.4%	79.7%	—	—

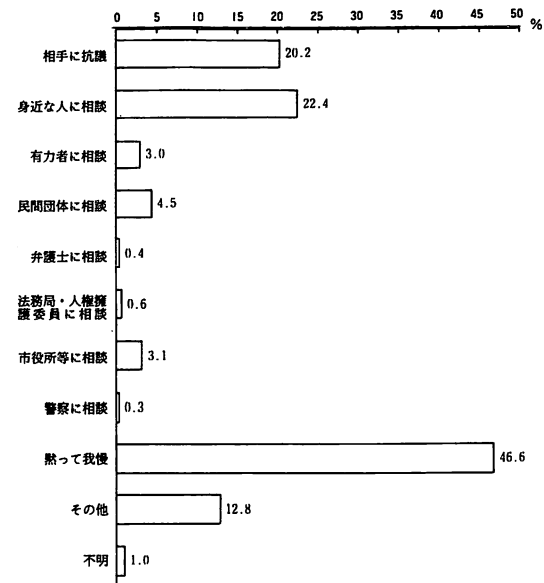
参考資料：1992年国民生活基礎調査（厚生省統計情報部）
(注) 1993年11月末現在の全国の保護率は0.71%となっている。

表2 最終学歴別世帯員数

	初等教育修了者	中等教育修了者	高等教育修了者	不就学者	不明
生活実態調査	55.3%	32.3%	7.6%	3.8%	1.1%
(参考) 1985年調査	64.0%	28.2%	5.7%	1.5%	0.6%
(参考) 国勢調査	31.6%	45.4%	21.2%	0.2%	1.6%

参考資料：1990年国勢調査（総務庁統計局）
※初等教育修了者：小・中学校卒業生、高校・旧中中退者
中等教育修了者：高校・旧中卒業生、短大・高専中退者、大学中退者
高等教育修了者：短大・高専卒業生、大学・大学院卒業生、大学院中退者
※1993年生活実態調査では小・中学校中退者（2.0%）が不就学者の中に含まれ、国勢調査では小学校中退者が不就学者の中に含まれる。

グラフ I 人権侵害への対応方法別回答者数（複数回答）



とりわけここでは、有効な救済機関が存在していないことを取り上げよう。資料のグラフ I 人権侵害への対応方法別回答者数をみていただきたい。これは、一九九三年調査をもとに作成されたものである。

簡単にこのグラフの説明をする。九三年の実態調査のみに、被差別部落の人々に調査を実施した際、被差別体験の有無も尋ねた。その結果、およそ三人に一人が直接的な被差別体験があると回答した。その被差別体験があると回答した人に、そのときの対応の仕方について、あらかじめ設定された選択肢から複数回答を求めた結果をグラフにしたものがこれである。

これをみるといくつか重要なことがわかる。

一つは、「黙って我慢した」と回答した人が実に四六・六パーセントにも達していることである。ということは、われわれが新聞やテレビ、運動団体の機関誌紙等によって知ることができる部落差別事件は氷山の一角であって、実際はその何倍もの事件が生じているということである。

では、なにゆえ、差別を受けながら半数に近い人が「黙って我慢した」のであろうか。その理由は、今回の調査では立ち入って質問していないので推測するしかない。おそらく、差別を受けて直接相手に抗議した場合、自ら

が被差別部落出身者であることを職場や地域で明らかにすることにつながり、その後様々な不利益を被ることが予想されるからであると思われる。このように、このデータを分析すると、職場や地域社会で、いかに根強い差別が存在しているかを逆説的に示しているということが出来る。

二つ目は、「法務局・人権擁護委員に相談した」と回答した人が、わずか〇・六パーセントしかなかったという点である。日本の現行法制度のもとにおいては、部落差別事件を含む人権侵害については、裁判以外の制度としては、法務局なり人権擁護委員に相談すればよいとされている。

けれども、部落差別事件に関しても、この制度は全くといってよいほど効果を上げていないといわねばならない。

その理由としていくつかの問題が考えられる。

まず、法務局についていえば、全国の法務局等に人権担当職員が二〇〇名程度配置されているが、人数が少ないこと、さらには人権についての専門職員ではないという問題がある。このため昨日まで登記の仕事をしていた人が辞令一本で人権担当職員に配属されるという現実がある。

また、法務局に配属されている人権担当職員を民間の立場からボランティア的に補助する制度として人権擁護委員制度がある。人権擁護委員は、市町村長が議会の承認を得て法務省に推薦し、法務大臣の委嘱を受けて任命されるが、現在、全国で一三、〇〇〇名程度任命されている。ところがこの制度にも問題がある。

最大の問題は、人権擁護委員もその大半が、必ずしも人権の専門家とはいえないという点である。しかも高齢者に年齢が偏っており、日本国籍を有する人しかなれないという問題がある（定住外国人が排除されている）。このため、部落問題との関係でいえば、人権擁護委員による部落差別事件も生じている現実がある。

さらに、法務局等の人権担当職員や人権擁護委員は、人権侵害を行っている相手方に対して任意調査しかできないし、たとえ人権侵害の事実が明らかになっても説示・勧告等の注意処分しかできないという権限上の限界もある。この結果、悪質な人権侵害を行っている者に対して効果的な取り組みができないという問題もある。

以上紹介した、日本の現行の人権擁護制度の問題点は、一九六五年に出された内閣同和对策審議会答申において明確に指摘されていたところである。

さらに、一九九六年五月一七日に出された地域改善対

策協議会意見具申においては、「あらゆる人権侵害に対し、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易迅速かつ有効適切な対応が図られるよう、各国の取り組み等国際的な潮流も視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、二一世紀にふさわしい人権侵害救済制度の確立をめざして鋭意検討を進めるべきである」との指摘もなされた。

なお、この意見具申でもふれられている「国際的潮流」については、近年、国連が中心になって、国内人権機関の整備が求められている。その一環として「パリ原則」がまとめられている。その内容の基本点は、国内人権機関の独立性、専門性、構成の多元性等が重要であると指摘されているが、日本の現行の人権擁護制度は、そのいずれの面においても問題がある。

四 人権擁護施策推進法が制定された

ことなどが紹介されていない

第四回政府報告書の次の問題点は、部落差別の撤廃をはじめとする人権問題の解決のために、多くの団体や人々によって達成された努力の成果が正確に紹介されていないことである。

たとえば、一九九六年一月、第一三九臨時国会にお

いて人権擁護施策推進法（五年間の限時立法）が制定され、九七年三月より施行されていることが、この報告書では全くふれられていない。第四回政府報告書は九七年六月、国連に提出されたのであるから、当然このことはふれられてしかるべきであろう。

この人権擁護施策推進法は、先に紹介した九六年五月の「地対協」意見具申、さらには、これを受けて九六年六月に出された与党・人権と差別問題に関するプロジェクトチームによる三項目の合意等を踏まえたものであった。

人権擁護施策推進法の目的は、部落差別をはじめとする日本社会に存在する差別や人権侵害を撤廃するため、国の責務として教育啓発と人権侵害の被害者に対する救済のための施策を推進することを定めるとともに、新たに二〇名からなる人権擁護推進審議会を設置し、これらの方策のあり方について調査審議し、今後の基本方針に関する答申を得ることにある。

この法律にもとづき設置された人権擁護推進審議会は、九七年五月に第一回会合を開催して以降ほぼ月一回の会合を重ねてきている。なお、この法律が国会を通過するとき、衆議院、参議院両院とも法務委員会で付帯決議が付けられている。それによると二年をめどに教育啓発に関する答申を、五年をめどに人権侵害の被害者に対

する救済に関する答申を得るとともに、政府はこれらの答申を受けて法的措置を含め必要な措置を講ずることが求められている。

こうして、二年をめどに同和教育をはじめとする人権教育・啓発を推進していくための法律、五年をめどに部落差別をはじめとする人権侵害の被害者を救済するための法律が制定される可能性が生まれてきているが、これらの法整備が効果的なものとなるためにも、自由権規約委員会を含む国際社会との建設的な対話が望まれる。

また、「人権教育のための国連一〇年」についても、一九九五年一月一五日の閣議決定にもとづき、内閣総理大臣を本部長に、全庁庁を網羅した推進本部が設置され、一九九七年七月四日国内行動計画が発表された。

国レベルだけでなく、大阪府、三重県、福岡県、滋賀県等地方自治体レベルでも、それぞれ首長を本部長とした推進本部が設置され、行動計画の策定に向けた取り組みがなされている。

これらの取り組みは、いずれも、世界人権宣言や国際人権規約など国際人権基準を日本国内において定着させるために重要な役割を果たすものであり、政府報告書に盛り込まれることによって、国際的にも参考例になりうるものであると思われる。

五 「公正な裁判を受ける権利」

（規約第一四条）が守られていない

次に、部落問題との関係で、自由権規約第一四条で認められた「公正な裁判を受ける権利」が守られていないという問題を提起したい。

それは、狭山再審裁判に関する問題である。

この裁判は、一九六三年五月に埼玉県狭山市で起こした女子高校生誘拐殺人事件の犯人として、被差別部落出身の石川一雄さん（当時二四歳）が見込み捜査と別件によつて逮捕され、自白を誘導され、一審で死刑、二審で無期懲役、最高裁で無期懲役が確定した事件に関する再審を求めたものである。

この事件の弁護人は、東京高裁に再審請求をなした後、一九八六年に、東京高検に対していくつかの証拠、捜査記録の開示を請求したが、いまだにそれらの開示がなされていない。とくに弁護人は、証拠リスト（目録）の開示を求めているが、検察官はそのリストの存在を認めながら、弁護人に開示することを拒否している。

検察当局は、プライバシー保護のため開示できないとしているが、弁護人は、公表しないなどの条件を示しており、開示を拒否する理由とはならない。

一方、自由権規約委員会は、一九九三年一月四日、日本政府の第三回政府報告書の審議をふまえ、次のようなコメントを発表している。(傍線は筆者)

「D、主要な懸念事項一三、当委員会は、規約第九条、第一〇条及び第一四条に規定される保障が、次の点において完全には守られていないことに懸念を有している。すなわち、公判前の勾留が捜査活動上必要とされる場合以外においても行われていること、勾留が迅速かつ効果的に裁判所の管轄下におかれることなく、警察の管理下に委ねられていること、取り調べはほとんどの場合に被勾留者の弁護人の立ち会いのもとでなされておらず、取り調べの時間を制限する規定が存在しないこと、そして、代用監獄制度が警察と別個の官庁の管理下にならないこと、である。さらに、弁護人は、弁護の準備を可能とする警察記録にあるすべての関係資料にアクセスする権利を有していない」

また、このコメントを受けた提言と勧告として以下のように指摘している。

「E、提言と勧告一九、規約第九条、第一〇条及び第一四条が完全に適用されることを保障する目的で、当委員会は、公判前の手続き及び代用監獄制度が、規約のすべての要件に適合するようにされなければならないこと

と、また、とくに、弁護の準備のための便宜に関するすべての保障が遵守されなければならないこと、を勧告する」

先にふれたように、狭山再審裁判に関して、弁護人からの要請にも関わらず、検察側が所持する証拠が、弁護人に開示されていない状況が継続している。

ところが、第四回政府報告書では、「被告人及び弁護人には、公判の準備をするために必要な証拠開示を受ける十分な機会が保障されている」と述べられているが、これは明らかに事実と異なっている。

この点は、自由権規約委員会によって、再度指摘されることとなるが、公正な裁判を保障するために、速やかな証拠開示が求められている。

六 「プライバシーの法的保護」

(規約一七条) が守られていない

自由権規約第一七条では、プライバシーの法的保護が認められている。

けれども、部落問題との関係で三点の問題点を指摘したい。

第一点として興信所・探偵社等による結婚や就職にまつわる部落差別調査が、全国レベルでは法的に規制され

ていないという問題がある。

一九八五年三月、大阪府においては、大阪府部落差別調査等規制等条例が制定されているが、他府県はもとより、国のレベルでは同種のものも存在していない。

九七年三月、大阪府の条例に違反する興信所が摘発され、大阪府の調査を受けた後、業務改善の指示を受けるという事例が発覚した。調査によれば、この興信所は、部落地名総鑑を保持し、結婚や就職に関わった調査にこれを利用し、報告していたというものである。

この事件を分析した結果、依然として、結婚や就職に関わって被調査人が被差別部落出身者ではないかどうかの調査依頼が、いまだ広範に存在していることが明らかになっている。

第二点は、企業による採用選考に関して、部落差別調査が後を絶たないが、この面においても、熊本県、香川県、福岡県、徳島県で、企業名の公表等を盛り込んだ条例が制定されているのみで、全国レベルでの法規制はなされていないという問題がある。

第三点は、戸籍謄本や住民票など、個人と家族に関わった詳細な公文書が、他者(個人のみならず企業等も含む)によってとられ、企業のダイレクトメールや結婚、就職等の身元調べに利用されるなど様々な問題がある。

この点に関しては、経済協力開発機構(OECD)が、一九八〇年九月に定めた「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」に関する理事会勧告」に従い、少なくとも本人の同意を得るか本人が知る状態でしか戸籍謄本等が他者に提供されないというシステムを早急に確立する必要がある。

七 「差別にもとづく憎悪唱道の禁止」

(規約第二〇条) が守られていない

規約第二〇条においては「戦争宣伝及び憎悪唱道の禁止」が定められている。この条文との関係で、日本では部落差別にもとづく憎悪唱道が存在しているが、これを直接禁止する法律は存在していない。

具体的には、被差別部落出身者や在日韓国・朝鮮人等に対する差別観念にもとづく憎悪をむき出しにした落書き、投書、嫌がらせ電話、パソコン通信、さらにはインターネットのホームページを利用した書き込み等が多発しているが、最近の事例を若干紹介しておく。

・三重県桑名市、鈴鹿市等で一九九四年以降差別落書きが多発している。たとえば、一九九六年一月一日朝、鈴鹿市で四軒の家の塀や外壁に赤のスプレーで差別落書きが大書されているが発覚。Aさん宅の塀には、

表4 電子情報を使った部落差別事件一覧

(1997年9月29日現在〈'89年以降〉)
(部落解放研究所図書資料室作成)

	発生年月日	通信の種類	発信元	内容	対応
①	1989年2～8月	パケット通信	不明	「大阪府下被差別部落一覧」など約100件の差別文書	日本アマチュア無線連盟(JARL)から会員へ発送
②	1990年6月26日	パケット通信	不明	差別文書	
③	1991年1月12日 15日	パケット通信	不明	在日朝鮮人に対する差別文書	
④	1991年1月15日	アマチュア無線	長野県松本市の男性	差別発言	
⑤	1991年5月3日～7月10日	アマチュア無線	大阪近辺の男性	差別発言	
⑥	1994年9月13日	パソコン通信(ニフティ・サーブ)	石川県七尾市の男性	部落の所在を問い合わせ	ニフティ・サーブが電子掲示板から削除、行政による啓発
⑦	1995年11月28日	パソコン通信(ニフティ・サーブ)	京都府八幡市の男性	部落かどうか問い合わせ	抗議のメールで発信者が削除、事実確認会の開催
⑧	1996年8月30日	インターネット	奈良県桜井市の男性	ホームページへ差別文書を書込み	発信者を特定、行政による啓発、事実確認会の開催
⑨	1997年5月	インターネット	「大和民族を守る会」を自称する大阪府平野区の男性	ホームページへ差別文書掲載	プロバイダーがホームページを削除
⑩	1997年5月22日	インターネット通信(ニフティ・サーブ)	不明	偽りのメールアドレスで勝手に名前を使って差別文書を送信、ニフティ・サーブの電子掲示板に犯人扱いの書込み	容疑者不詳で告発、ニフティ・サーブが電子掲示板から削除

「○○(ヨツ)部落は人間でない 殺そう!」
Bさん宅の外壁には「部落はゴキブリ」、Cさん、Dさん宅のブロック塀にも「部落はキチガイ」「部落はしね」「バケモノ部落」などと差別落書きされていた。

・京都府京都市J R東海京都駅のトイレなどに一九九六年一〇月以降差別落書きが連続して発見されている。その内容の一部を紹介すると、「エタ娘買イマス」「いやしい文化ふりまく 賤民の台頭は文化の荒廃」「シナ人尖閣諸島上陸スレバ 在日華僑サリンで殺スゾ!」「天皇陛下万歳 在日外国人を殺せ」などという悪質なものの。

・大阪府大阪市でも駅のトイレや学校に差別落書きが多発している。たとえば、九六年七月二八日、東淀川区にある阪急電鉄淡路駅のトイレに「〇一五七は淡路に住む部落民のウジムシの血から発生したものである。よって淡路に原爆を投下して部落民を皆殺しにしまえ!」という落書きが発見されている。また、同年一月には、同区内の淡路中学校の壁面と地面に「エツタしね」「ちよんこ」「がいじ」といった賤称語がスプレーで落書きされていた。

・大阪府岸和田市では一九九三年以降同市に在住する会社員Aが、自宅に差別貼り紙を貼り続け、会社や同市役所の関係者、さらには部落解放運動団体が説得しても

「エツタをエツタというたらあかんか。(ビラは)お前らにとつては悪いか知らんが、わしは正しいと思ってる。エツタのエの字が小さいから大きくしてくれとか、もつとカラフルにしてくれという希望やたら聞くが、はがす気はない」などと言い張り、差別をやめようとしないうという事態が続いている。

・パケット通信やパソコン通信さらにはインターネットを使った差別事件も次第に増えてきており、最近の概要は表4にあるとおりである。

とくに九七年五月大阪府大阪市平野区在住の「大和民族を守る会」を自称する男性によってインターネットを使いホームページに書き込まれた一万五千字に及ぶ長大な文章は、ナチスの優生思想も顔負けのひどいものである。その一端を以下に紹介する。

「……戦前より戦後を見ると奇形者や遺伝病保有者が激増していることがわかります……「われわれも遅まきながら組織をもたないと、祖先が育んできた優秀な血統に裏打ちされた、優性遺伝をもった正当な大和民族が崩壊します……」「これは遺伝と予防医学を無視した、部落の人々が自分たちの行状や性生活にはいっさいふれず……人権差別を訴え、過去を消すことで、不平等が是正されるとしたことに無理があつたのです、部落の人々に

だけ有利な法律が施行され、調査権を剝奪したことで、国は日本民族一億二千五百万人を全て奇形と遺伝病の劣性遺伝保有者にしてしまった」

八 おわりに

以上、部落差別の現状から見た第四回日本政府報告書の問題点を指摘した。自由権規約委員会による政府報告書の審議を通して、指摘した問題点が解決されていくことを期待したい。

最後に、九七年五月に出された「地対協」意見具申が、「同和問題に関する基本認識」のなかで、「世界に平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である二一世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後五〇年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題といわざるを得ない。その意

味で、戦後民主主義の真価が問われているといえよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいえるべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するように努力することは、国際的な責務である」と指摘しているが、国際人権規約に代表される日本が締結した人権諸条約の国内における完全実施こそが、その「国際的責務」を果たすことになることを指摘しておきたい。

注

- (1) 部落問題については、第一回政府報告書では全くふれられていなかった。けれども委員から鋭い質問がなされ、第二回政府報告書以降、部落問題がふれられることとなった。ちなみに、第二回報告書では一五〇字程度、第三回報告書では三六〇字程度、そして今回の第四回報告書では八七〇字程度、部落問題について触れられている。(いずれも日本語訳の分量)
- (2) 未指定地区のおかれている概況については、人権ブックレット15 北 孔介著『放置された一〇〇〇部落 事業未実施地域をみて』(部落解放研究所発行)を参照。
- (3) たとえば、「同対審」答申では、「基本的人権の擁護を法務省の一内局である人権擁護局の所管事務とし、しかも

民事行政を主掌する法務局および地方法務局に現場事務を取扱わせている現在の機構は再検討する必要がある。戸籍や登記事務を扱っていた者が人権擁護の職務に配置されるという組織にも不適当なものがある。また、基本的人権の擁護という、この広範で重要な職務に、直接携わる職員が全国で二〇〇名にも達せず、その予算もきわめて貧弱なことが指摘される」と、問題点を指摘するとともに、具体的な方策としては、「人権擁護機関の活動を促進するため、根本的には人権擁護機関の位置、組織、構成、人権擁護委員に関する事項等、国家として研究考慮し、新たに機構の再編成をなすこと」を求めていた。

- (4) パリ原則ならびに国連のまとめた国内人権機関についての参考文献としては、マイノリティ研究会編『各国の人権擁護制度』、国連人権センター発行、マイノリティ研究会訳『国内人権機関と人権の伸張と保護のための国内機関づくりの手引き書』(いずれも解放出版社)がある。
- (5) ちなみに、一九九六年六月五日に発表された、与党・人権と差別問題に関するプロジェクトチームによる三項目の合意の内容は、以下のとおりである。
- 一、教育・啓発の推進に関する法的措置
- 同和問題に関する国民の差別意識は依然として根深く存在しており、その解消に向けて、地域改善対策協議

会の意見具申、「人権教育のための国連二〇一年」の国内行動計画等を踏まえ、教育・啓発に関する法的措置を検討する。

二、人権侵害による被害の救済等に関する法的措置

同和関係者に対する人権侵害事件の発生は依然少なくなく、また、その解決のための現行制度は多くの欠陥を残している。必要な法的措置を含め、新たな制度について検討する。

三、地域改善対策特定事業に関する法的措置

地域改善対策協議会の意見具申をふまえ、今日なお残されている事業課題、地方公共団体の財政状況、これまでの施策の成果に支障を来さないこと等を考慮して法的措置を講じる。

- (6) 人権擁護施策推進審議会の委員の一員に安藤仁介京都大学大学院教授が任命されているが、安藤教授は、自由権規約委員会委員でもある。

- (7) 一九九七年七月四日に発表された「国内行動計画」に関する評価については、雑誌『解放教育』一九九七年一〇月号などを参照。

- (8) 第三回日本政府報告書の審議をふまえた自由権規約委員会によるコメントについては、『ジュネーブ一九九三年世界に問われた日本の人権』(こうち書房)に、英文と日

本弁護士連合会訳の日本語が掲載されている。

- (9) 条例を制定している大阪府が九六年三月興信所・探偵社を対象にまとめたアンケート(府内一四四社回答)の結果では、過去一年間に部落差別を意図する調査依頼があったかとの問いに関して、およそ二割にあたる三三社が「ある」と答えた(朝日新聞九七年五月一〇日より)。
- (10) 部落差別事件の現状については、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会編『全国のあいつく差別事件』(一九九七年版まで毎年一冊発行)を参照。